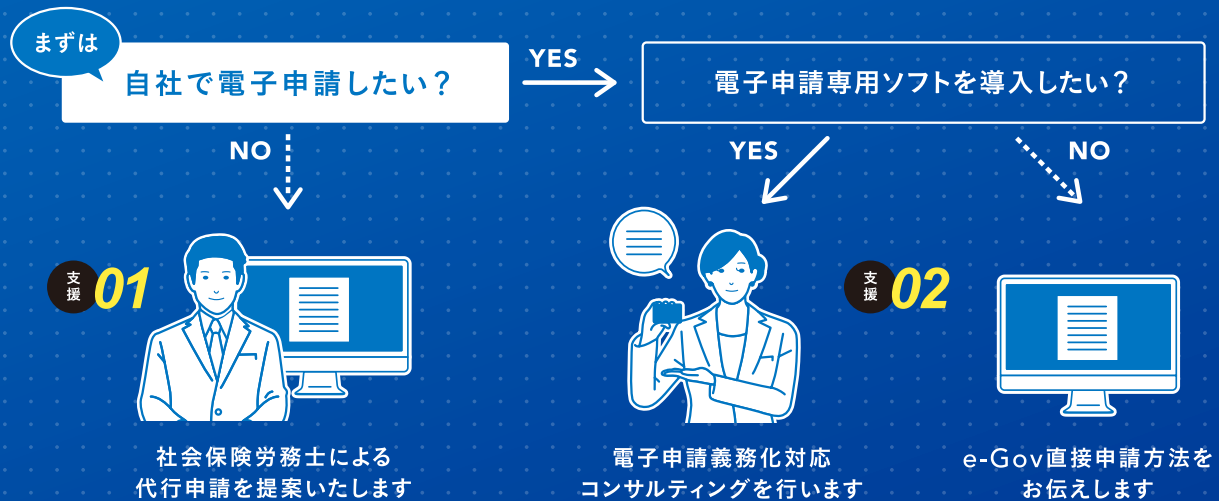


特定の法人は2020年4月から対応必須!

社会保険電子申請 義務化対応支援

2020年4月以降、法改正により特定の法人が社会保険・労働保険に関する一部の手続は、電子申請により提出しなければならないこととされました。
義務化が決定し、電子申請にどのように対応すべきか悩んでいる企業も少なくありません。
そこで、名南経営では、社会保険電子申請義務化に向けての対応支援を行います。
ぜひ、ご活用ください。



お客様の希望に合わせた対応をご提案いたします。詳細は裏面をご覧ください→

特定の法人とは?

- 資本金、出資金の額又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 保険業法第2条第5項に規定する相互会社
- 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人
- 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社

いよいよ
義務化!

義務化の対象となる手続

厚生年金保険	健康保険	労働保険	雇用保険
<ul style="list-style-type: none">■ 被保険者報酬月額算定基礎届■ 被保険者報酬月額変更届■ 被保険者賞与支払届	<ul style="list-style-type: none">■ 被保険者報酬月額算定基礎届■ 被保険者報酬月額変更届■ 被保険者賞与支払届	<ul style="list-style-type: none">■ 継続事業(一括有期事業を含む。)を行う事業主が提出する以下の申告書<ul style="list-style-type: none">● 年度更新に関する申告書(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)● 増加概算保険料申告書	<ul style="list-style-type: none">■ 被保険者資格取得届■ 被保険者資格喪失届■ 被保険者転勤届■ 高年齢雇用継続給付支給申請■ 育児休業給付支給申請



2019年12月現在での主な電子申請方法は、以下の3つです。

直接入力方式(e-Gov申請)

連記式・CSVファイル添付方式

API利用方式

どの方法を利用するか、検討する必要があります。

現在の状況を確認し、お客様の希望に合わせた対応をご提案いたします。

01 社会保険労務士による 代行申請

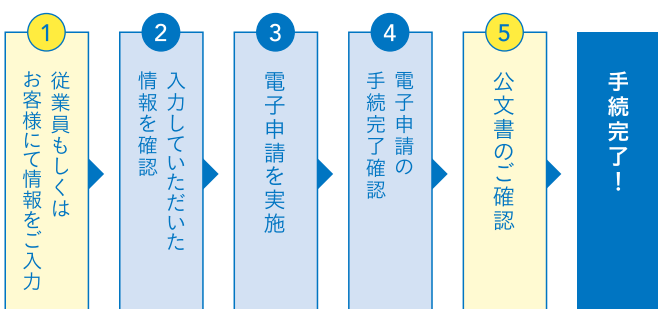
社会保険手続の代行申請の提案をいたします。社会保険専用の手続ソフト(クラウドサービス)を利用し、社会保険労務士が電子申請を行います。これにより、申請前に専門家が内容をチェックするため、確実性が上がります。また、従業員が住所、生年月日などの自身の情報を直接、パソコン・スマートフォンで入力することも可能です。

※社会保険専用の手続ソフトは、金融機関並みのセキュリティ環境です。
※オプション(有料)でWEB給与明細・年末調整・年次有給休暇管理機能もご利用いただけます。

メリット

- ✓ 業務の効率化が可能
- ✓ 専門家に任せることで手続ミス・漏れを防ぎ、確実に処理することが可能
- ✓ 専用ソフトのため使いやすく、電子申請義務化対応がしやすい
- ✓ 従業員が入力したデータを抽出できるため、他ソフトへの活用も可能

手続の流れ



02 電子申請義務化対応 コンサルティング

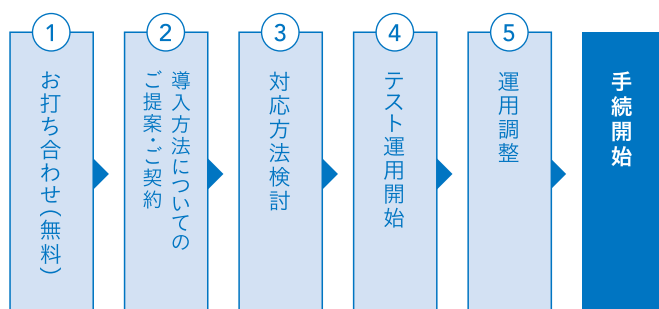
社会保険手続をアウトソーシングせずに自社で対応できる、という場合であっても、「電子申請をどのように対応したらよいのかわからない」「どのソフトを検討するとよいのか」「業務の効率を毀れないのか」という悩みを抱えている企業も多いです。名南経営では、電子申請義務化対応についての相談、ソフト選定・導入の支援を行います。

[注意] すべての手続を電子化したいというご要望がある場合、一部の手続は電子申請ソフトを利用して申請できないため、電子政府の総合窓口「e-Gov」で直接入力して申請することになります(2019年12月現在)。e-Govに関するサポート支援も行っております。

メリット

- ✓ 自社に合った対応方法・ソフトの検討が可能
- ✓ 自社で対応することにより、従業員に対してきめ細かな対応が可能
- ✓ 社内で手続きを完遂できるため、タイムロスが少ない
- ✓ 電子申請や社会保険手続に関するノウハウが蓄積できる

支援の流れ



支援にあたってのご注意

- 初回打ち合わせは1時間無料です。その後、ご提案をさせていただきます。
- 2回目以降の打ち合わせ(メールも含めた相談、具体的な提案・ソフトの紹介)は有料となります。
- 2回目以降の打ち合わせは2~3時間を想定しています。
- 遠隔地訪問(名古屋駅より50km以上遠の場合)には、別途交通費が発生します。

お問い合わせ先 下記連絡先にお電話、メールにてお問い合わせください

社会保険労務士法人名南経営

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
<https://www.roumu.co.jp/>

☎ 052-589-2355 (平日 9:00~18:00)

✉ roumu-info@meinan.net



MEINAN
Meinan Consulting Network